

国家政策と大学の自治

—日独の歴史的考察を中心として—

柴田 政子・石井 由理

State Policy and the Autonomy of University:
a historical analysis of Japanese and German experiences

Masako Shibata*, Yuri Ishii

(Received September 28, 2001)

序

現在日本では、世界的傾向の一環として、説明責任（アカウンタビリティ）を追求できる大学の自律を求める政治・経済的要求が増している。この傾向に直面し、特に国立大学を中心として、大学の自治および学問体系が脅かされるとの憂慮が高まっている。

また、日本の国立大学は、いわば近代国家の産物であり、国家形成と大変密接に関わってきた。グローバル化が進み、「国民国家」の枠組みが揺さぶられる中で、国家は、国家形成と共に歩んできた国立大学との関係を、どのように変容させていこうとしているのであろうか。

このような問題意識のもと、本稿では、大学人たちが守ろうとしている「大学の自治」とは、どこにその起源があり、我が国の政治、経済、社会的背景において、どういった経緯で発展してきたのかを、明治の近代化の中で日本が大学のモデルとしたドイツの大学発展過程との比較において、歴史的に鑑みしてみる。そして、プロシアの伝統に基づいたドイツの大学も、それに大きく影響を受けて発展してきた日本の大学においても、大学の自治は、ともに国家がおかれた政治環境下で形成されてきた国家の大学政策、すなわち大学の統制と保護に、大きく枠組みされて発展してきたということを、主要論旨として展開する。

1. 21世紀の社会と国家と大学

臨時教育審議会の提案を受けて1988年に大学審議会が設置されて以来、90年代には、

*ロンドン大学教育研究所博士課程在籍中

大学を改革するための様々な提案が出され、実施されてきた。90年代の大学審議会が、大学改革のために向かってきた方向は、審議会の議論の三つの柱に示されている（大学資料131、4-7）。まず高等教育機関の役割分担を進める高等教育の個性化であり、各大学の多様化である。次に、国際レベルでの競争に耐え得るよう、教育研究の水準向上をはかる高度化であり、最後に、これらの改革実施を可能にするための組織の活性化である。これらのうち、高度化は多様化の結果として達成されるもの、組織の活性化は、多様化を可能にするための手段として不可欠なものである（Ishii, 2000）。

では、90年代の大学審議会にとって、なぜ多様化が改革の最重要課題であったのか。1998年の大学審議会答申（大学審議会、1998）によれば、それは、「知の再構築」や生涯学習の必要性を含んだ「流動的で複雑化した不透明な時代」に対処するためであり、グローバル化によって引き起こされる多様な価値観との共生や、国際競争に備えるためである（大学審議会、1998、4）。これらはいずれも、近代の形成と共に発展してきた、日本の従来知識体系、価値観、経済構造が、もはや安定したものではないことを意味している。西洋の思想を中心に構築されてきた知識体系は、非西洋の挑戦を受け、また、新しい分野の発達と共に、既存の学術分野を越えた学際的研究の必要性が出てきている。国家の枠の中にある限りは唯一だと思われてきた価値観も、グローバル化現象によって国内外の多様な価値観の存在を知るにあたって、相対的な存在としての認識が進みつつある。また経済も、グローバル化によって、国家を単位とする枠組みから、情報や資本を中心に、自由に国境を越えた競争へと変化しつつある。

このように、19世紀に成立した近代国家が、従来のように社会に対して安定した、お墨付きの知識、価値観、経済を提供することができなくなってきたということは、現在、グローバル化現象の一側面として認識されていることである。自らあるべきモデルを設定できなくなった国家が取り得る道は、自由競争を活性化させ、その勝者をもって、結果的に適していたモデルとすることであり、よって多様化の必要性が唱えられることになる。

現在の日本の大学制度は、プロシアをモデルとしており、19世紀の近代国家形成とともに育ってきたものである。特に国立大学は、国家政策と密接に関わり、国家による統制を受けてきた。戦後、大学の自律を進めようとするアメリカによる教育改革にも関わらず、大学は、自らの審査で大学の基準を定め、構成員を律するアクレディテーションの制度を、国家から離れて発達させることはできなかった（新堀、1977）。結果として、依然として国家の統制に依存し続けることとなった。90年代からの大学改革の議論の中では、この歴史的な背景の一側面として、大学教育が画一的になり、硬直しているという批判もなされてきた。

そのような批判に応える政策として、90年代の改革では、大学設置基準を緩めることによってカリキュラムの多様化を促し、人事においても、女性や若年者、外国人研究者を含んだ多様な人材の登用を求めている。また、財政の面でも、1998年の大学審議会答申（大学審議会、1998）に見られるように、「競争的環境」という、市場経済原理の導入が強調されている。つまり、従来

通りのことを行っていれば、ほぼ自動的に国家からの財政的保証が得られるしくみから、国家が投資に値するとみなした大学や事業に資金がより多く与えられるしくみへと、変えようという意図がみられる。

これらの改革を進めるにあたって、大学の自律や外部に対するアカウンタビリティを高め、学長の権限を拡大して、より柔軟に、迅速に改革を推進できるようにする組織改革が、審議会答申では求められている。さらに、最近では、国立大学の独立法人化に向けての動きも活発になってきている。

大学審議会答申の中で提案されているこれらの改革は、一見、グローバル化の一現象としてしばしば指摘される、国家の影響力の縮小と一致し、国立大学が国家の管理から離れて自由競争の時代へと入っていくことを示しているように見える。しかし、実際にはそうではない。これらの改革を導入しようとしているのは、国家そのものであり、大学審議会答申が主張する「競争的環境」とは、実際には、大学が自由に競争をするのではなく、あらかじめ国家が作った筋書きに沿って改革を行うように、限られた範囲で、国家による統制を受けながら競争をすることを意味しているのである (Ishii, 2000)。

国立大学側には、このような改革は、国家による一方的な大学の自治への介入だという考えがあり、抵抗する姿勢すら示している。それは、大学審議会の求める自己評価やシラバス作成などが、形式のみの形骸化したものになっていることや、カリキュラム改革がなかなか進まないことにも現れている (荻谷、1998)。また、ここ数年の間に活発化してきた独立法人化の動きも、戦後、幾度か提案され、その度に大学側の反対に遭って導入されずにきた案であり、90年代の大学審議会においても、一度棚上げされている。独立法人化法案が国会を通った1999年以降も、大学の多くはこの改革に消極的である。つまり、現在進められている国立大学の個性化・多様化と、そのためのアカウンタビリティと大学の自律の向上は、国立大学が「競争的環境」の中で自ら進んで行っているのではなく、国立大学に対する国家の介入の一つの形に他ならない。

そもそも大学の自治とは何であり、大学は何のために「自治」を主張するのであろうか。この点について、近代日本が自ら選んで大学制度のモデルとした、ドイツの事例から概観していくものとする。

2. ドイツの大学自治の伝統—聖・世俗権力との関係の歴史的概観

ドイツを含めたヨーロッパに於いては、自治を唱える大学と、その自治に法的保護を与える聖・世俗権力者との間の、政治的力関係の均衡を保つという努力と葛藤は、中世以来の大学の根本的伝統として現在まで受け継がれている。しかし、この大きな伝統の枠組みの中で、大学自治の法的地位は、常に教会と大学、教会と世俗権力、教会と社会との関係の変化と共に変遷してきた (Paulsen, 1896)。特に、自治の法的保護は、大学の財産管理を含む経済的援助機関自体の転換に大きく左右されてきた。日本の大学と異なり、ヨーロッパの大学は聖俗両権力との政治的交渉

の影響を強く受けつつ、社会の文化的要求と発展の中で発生発展してきた。他のヨーロッパ及び世界の多くの大学の例にもれず、ドイツの大学もその端は11世紀のイタリアにあり、キリスト教教会、殊にローマ法王権下の特権を与えられた共同体 (universitates) 組織の一環として誕生・発展してきた。

中世におけるヨーロッパの大学の財産権等、組織としての諸権利は教会の手中にあり、教授内容も、キリスト教教義に即したものでなければならず、現在認識されている学問の自由や大学の自治とは大きく異なるものであった。中世ヨーロッパにおける大学の多くは、正式にはシュテューディウム・ゲネラレ (studium generale) と称され、比較的広い学問分野にわたる教授が行われており、各都市単位で設立・運営されるシュテューディウム・パティクラレ (studium particulare) と区別されていた。ドイツにおけるシュテューディウム・ゲネラレ (studium generale) は、ローマ法王と神聖ローマ帝国皇帝の両者から政治的特権と法的権利を保障された (Paulsen, 1896)。こういったドイツの大学では、教授内容としては、遍くキリスト教道徳に基づいた紀律ツフト (Zucht) が大いに重んじられ、現在言われるような学問の自由はなかった。特に教授団組織の理想とするべき理念は、キリスト教教義に堅固に則ったものであった (Thieme, 1986)。教会権力の行使は、大学教師の教授資格証明書 (Zeugnis) の発行権からキリスト教教義に則る教授内容に及んだ (Paulsen, 1896)。実際にケルン大学で起こった様に、教会勢力に対抗したり、規則に違反した学者たちは、厳罰に処された (Paulsen, 1896)。

こうしたドイツの大学の起原は、周知の通り当時プロシア支配下にあったプラハにおける1348年の大学創立に端を発する。同世紀にほどなく、ウィーン(1365年)・ハイデルベルク (1386年) ・ケルン (1388年) ・エアルフト (1392年) といった大学が創設されていった。このドイツ内での大学設立の大きな政治・経済的効果としては、従来は国外に頼らざるを得なかった大学教育が自国内でも可能になり、国外留学に伴った経済的流出の減少に、大きく貢献したことがあげられる (Paulsen, 1896)。

その後、16世紀のルター派を中心とした宗教改革を端に、大学の管理は聖権力から世俗権力の手へと大きく転換していく。ルター期以後、ドイツの大学は教会権力 (geistliche Obligkeit) から離脱していったが、これは直接的に世俗権力への帰属へと繋がっていった。大学自身も、ローマ法王のもとを離れ、ナツィオナーレ・ライデンシャフトと表現される、国家 Land への強い忠誠意識を、理念的枠組みとするようになっていった。教授内容も、いまだ教会との政治的権力のバランスをはかりつつ成長していく Land 内の世俗権力の承認に基づくものであり、19世紀以降唱えられてきた学問の自由の理念とは大きく性質の異なるものでもあった (Paulsen, 1896)。

しかし、ローマ・カトリック教会とその教義から解放されていった大学は、純粋な意味での学問的自由は獲得し始めた。その反面、未だ政治的権力組織の安定度も低く、経済基盤も希薄な世俗領主に、大学はその運営と存続自体を委ねることになる。こうした世俗権力の保護下に入った大学の様相は、キリスト教新教圏に遍く見られた現象である。が、とくにドイツで顕著に見られ

た現象としては、新旧キリスト教の権力抗争の大学への波及がある。国内でおこったローマ・カトリック教系大学とプロテスタント系大学の構造的・思想的分離が妨げになり、大学の学識レベルの発展は、他のヨーロッパ諸国より遅れをとることになる (Thieme, 1986)。更に、ドイツの大学の発展過程に大きく影響した政治的現象として、1618年からの三十年戦争とその結末としての神聖ローマ帝国の事実上の崩壊、そして政教分離と近代国家発展の礎となった1648年のウェストファリア条約の締結をあげることができる。これを期に、ドイツでは200年以上もの間統一された国民国家がなく、領邦 (Land) 国家を中心に、政治・経済・教育を含めた文化が発展していく。大学もその例にもれず、大学の法的権利と政治・文化的義務は、この間 Land の政治・経済・文化の枠組み内で発展していくことになる。19世紀後半の国家統一までの数世紀間、領邦の盛衰に伴い廃校され、世俗権力と共倒れになっていった大学も少なくなかった。

こうしたドイツ大学の発展過程において、たしかにイタリア的伝統の影響も濃かったが、ウェストファリア条約以降、西ヨーロッパで遍く見られた政治的・軍事的のみならぬフランスの文化的優勢の下、ドイツでは知識人を中心にフランスで発展していったクラシック・ヒューマニズムの影響を、強く受けていくことになる。こういった環境の中、大学を含めた教育制度全般が発展していった。特に近代初期、17世紀から18世紀にかけての貴族教育の発展期にフランス宮廷教育の影響を強く受けた (Paulsen, 1896)。当時のドイツ圏の新設の大学には、パリ大学から多くの学者が大学教員として招かれた (Paulsen, 1896)。大学組織の法的権利を規定する基本法 (フェアファッシング) も、パリ大学のそれを模範として定められ、大学内部組織を幾つかの学問分野 (ファクulteiten) に分割するなど、フランス型の大学構造も採り入れられた (Hoeber, 1912; Kluge, 1958)。こうして、イタリア、フランスに遅れをとりつつも、ようやく開花しだしたドイツの大学は、16世紀から17世紀にかけて数的にも、学識レベル的にも徐々に発展していく。宗教改革以後17世紀後半までの間に、ケーニヒスブルク、イエナ、ギーゼン、キール等約30の大学が、世俗権力の援助の下に新設されていった。

これは18世紀ごろから顕著になりだした、ターナー (1987) の言う「学問重商主義」 (akademischer Merkantilismus) の根源をなす現象であったと思われる。ターナーによると、ドイツにおける大学の自治は、以下の3点を原則として発展してきたという。第一に、大学は、領邦国家の求める有能な官僚を養成する、行政上の役割を果たすこと。第二に、大学の法的権利の概念を、各領邦国家の考える神学思想体系の枠組み内に則って規定し、それを教授・浸透・伝播させていくこと。第三に、自国外に出て留学する者による金の流出を防ぐ目的があったとされる (Turner, 1987)。

その後の絶対主義国家の勃興と、啓蒙主義の昂揚に伴う封建領主の理念の変化に伴い、大学全般及び教授職に対するリベラルな政治的観念の変化がおりだした。啓蒙的な領邦君主による、教育を含めた文化全般の育成を古いキリスト教、特にローマ・カトリックのドグマ主義から脱却させようとした試みが大学の学識的発展に大いに貢献した。著名な例としては、啓蒙主義政治思

想を採り入れたフリードリヒ1世の庇護の下、ドイツ圏内ではリベラルな大学として発展していったハレ大学がある。1810年のフンボルトによるベルリン大学創設の1世紀も前に、ドイツにおける初の近代大学として注目されたハレ大学には、旧泰然とした保守的アカデミックカルチャーに支配されたライプチヒ大学を嫌い、革新的近代的大学を求めて著名な学者が移ってきた。1690年にハレにやってきたトマジウスとその師ライプニッツらが、その礎を築いたといわれている (Paulsen, 1896)。銜学的な学問的態度や従来の自己の特権・権利を固守することに専念する保守的教授陣からは疎外され、半ば逃避のようなかたちでライプチヒを逃れたトマジウスを庇護し、パトロンとして近代大学としての先駆けハレ大学の発展に貢献したのが、世俗権力者のフリードリヒ1世であった。よって近代ドイツ大学は、領邦国家の国民国家への成長過程の中で、そしてある意味でそれがゆえに発展していくことができた。換言すると、近代ドイツ大学の発展は、国家権力の成長拡大なくしてはありえなかったのである。

こうして19世紀前半には、ドイツの大学は、科学 (Wissenschaft) を生み出す源として、西洋及び広く世界の学問界で、その伝統を評価されるようになっていた。イギリス人学者マシュー・アーノルドが1868年に、「フランスの大学には自由がなく、イギリスの大学には科学がないが、ドイツの大学は両方を備えている。」と賞賛したその伝統は言うまでもなく、19世紀初等にドイツの大学の再生の礎を築いたヴィルヘルム・フォン・フンボルトの功績の成果が大きい。フンボルト・モデルの大学の創設も、政治・外交的にも軍事的にも強大化していったプロシアの対仏国家政策の一環として行われた。確かにフンボルトは、従来の貴族的でスノビッシュな大学の学問文化や、伝統的な縁故最良の大学運営を批判し、新興ブルジョア思想とブルジョア子弟たちを大学に大いに採り入れ、国家の大学への干渉の制限を訴え、新しい機運を招こうとした (von Humboldt, 1954 ; 1964)^{註1}。フンボルト大学の理念のうち、こういったリベラルな側面のみが注目されがちであるが、欠くべからざる視点として、フンボルトが、強大な絶対主義国家プロシアの官僚としての立場から、この新しい大学のモデルとしてのベルリン大学の創設に尽力したこと、また、創設過程には、フィヒテやシュライエルマッハーといった、国家主義的思想を強く主張する同僚たちの大学教育理念も、大いに採り入れられているということを見逃してはならない (Bleuel, 1968 ; Ringer, 1990 ; Wehler, 1987)。フンボルト型大学の運営も、財政上の問題のみでなく大学運営全般に関しても、国家が強く関与し、大学運営は国家との政治的妥協と交渉を根本原則としていた (Ash, 1997 ; Jarausch, 1997)。

こういった政治環境の中で、ドイツの大学の自治は、教授陣の職業上の権利と強く関連しながら発達していった。これは、19世紀の大学教授資格 (Habilitation) 制度導入でより強く確立された。この制度は、大学教授に公的資格を保証するもので、ドイツの大学教授の社会的地位・経済的基盤確保の基礎となった。ドイツの場合、教授の法的地位を確保するこの制度が、研究と教授の両立という理想の実現が可能となる土台となり、ドイツ大学の学問的水準の飛躍的向上に貢献した (Thieme, 1986)。教授は純粋に学問的なこと、例えば研究内容等に関しては自由を享受

し、大学運営に関しては大臣と共同して携わった。教授陣組織内では、オーディナリウスと称される正教授は、大学運営に関する決定権を握り、多大な権力を行使することができた。日本の大学と比較すると、大学間における領域主義的ヒエラルキーは殆どなく、教授・学生共に、学識的流動性の下で学問の自由を享受することができたが、各大学内では、このオーディナリウスらを頂点とした堅固なピラミッド型職階制度が、連綿と維持されていた。ワイマール期に C. H. ベッカー文部大臣の下で、制約的に、ニヒトオーディナリウスと呼ばれる正教授以外の教員の権利拡張の改革が試みられたのが数少ないうちの一例で、近代ドイツ大学発展史の中で、オーディナリウスは学内での権力を維持し続け、第二次世界大戦後の占領改革期にも大きく批判にさらされながらも存続されていった。

こうして、オーディナリウスの権力を軸とした大学自治の法的枠組みおよび、実際の大学運営と並行して、ドイツの大学人の政治や社会動向への無関心主義の横行が、一種の伝統として根づいた。この伝統は、大学の自治と孤高の地位を訴えたフンボルトの負の遺産として、また、ナチス政権下でのドイツの高等教育全般の崩壊寸前までの墮落の大きな一因として、第二次世界大戦後に占領国のみならずドイツ大学人自身によって大きく批判に晒されることになる（占領文書 8 & 9 ; Kloss, 1968 ; Schelksy, 1963）。

占領期には、特にアメリカ占領地区を中心に、大学自治の理念と運営形態の大きな転換を目論む改革案が出された（占領文書 6, 8 & 10）。しかし、日本の場合と異なり教育レベルを問わず一貫して自国の教育制度の保持を主張したドイツの大学人をはじめ、教育行政官・中等教育レベルを中心とした学校教員・父兄の抵抗が大きく、米占領軍によって1948年に新設されたベルリン自由大学の例を除き、他の殆どの改革案と同様、大学自治組織制度の見直しは見送りとなった（占領文書 2 ; Tent, 1988）。むしろ、占領下で開催された高等教育改革の為の諸会議では、ほぼ例外なく筆頭議題として、ワイマール期までドイツが育成してきた大学の自治の再生・強化が訴えられ再確認された（占領文書 2, 4, 6, 7, 10）。以後、1976年制定の高等教育外郭法規（ホッシュュールラーメンゲセツ）でも、1998年における同法規の改編でも、基本的な大学自治の理念及び制度は変わらず、連邦政府及び領邦政府による大学財産運営を土台とした法的枠組みの中で、大学の自治は保証されている（Hochschulrahmengesetz, 1976）。

3. 大学の誕生と大学自治の発展—日本の経緯

日本の近代国家形成は、ベルンド・マーチンが「致命的類似」と解した様に、ドイツの近代国民国家形成パターンの影響を強く受けた（Martin, 1995）。この明治期日本の建国過程における大学創設は、やはりドイツ型大学を主たる模範とし、当初から西洋型近代国民国家形成の最重要国策の一端として、政府の非常に明確な政策意図と完全な主導の下に開始された。そして、自律的行為の「学問」と、受動的なものに過ぎない「教育」とを明確に区別した森有礼の思惑にもあったように、西洋諸国に匹敵する近代国家に欠くべからざる、権威ある学識機関としての大学には、

一定の自治の行使が認められてきた。しかし、この自治は、あくまでも国家が授与する形で行使され、明治期の国家官僚機構の発展過程と並行して、帝国大学がその官僚機構の重要な一機構として発展していくことにより、明確な法的規約のないまま行使されてきた（家永、1962；寺崎、1972、1998、1999、2000）。帝国大学運営に関しては、自治のしくみとしては、明治25年、26年にあいついで改正された帝国大学令によって、現行の評議会制度と教授会の基礎ができて以来、大学の自治の基本構造はほとんど変わらぬまま、現在に至っている（高木、1998、232）。教育課程、学生の試験、学位授与資格の審査など、天皇の管轄である人事任免を除いては、帝国大学運営に関しては、この、教授の構成する決定機関に委ねられていた（海後・寺崎、1980；寺崎、1998）。よって、国立大学の自治は、主として「教官人事をめぐる国家（政府）対大学（教授団）の紛争事件を通して慣行的に形成されてきた」ものである（高木、1998、231）。

日本の帝国大学の場合、政府から上記のような自治が認められるのみでなく、高級教育行政官と共に教育政策立案・決定の過程にまで参加する特権が与えられ、ギルドの様な組織力をもったこの帝国大学の「政治的地位」に則った自治は、学問の最高府の特異な在り方として、またしばしば批判の対象として、殊に欧米では理解されてきた（Keenleyside and Thomas, 1947；Marshall, 1977a, 1977b, 1992）^{#2}。いわば帝国大学は、半ば国家の中に入っていたのであり、統制する側とされる側といった構図にはあてはまらない。この点で、絶対主義国家の勃興と市民社会の発達の間で発展してきたヨーロッパの大学自治の理念とは、日本の帝国大学は大きく異なる（家永、1962；寺崎、1998）。

こういった特権的地位にあった帝国大学の自治は、昭和初期からの軍部台頭の頃まで引き継がれていくが、1945年の終戦までの軍事政権下においても、大学自治侵害の例は、件数・侵害の程度・抵抗する大学人への人権侵害的処遇等、ナチス政権下のドイツの場合とは比較にならない程過少であった。例えば、ドイツでは、1932年冬学期から1933年夏学期にかけて行われた教授粛正で、デュッセルドルフ大学（医学部）の50%を最高に、ベルリン大学の32.4%、フランクフルト大学の32.3%、ハイデルベルク大学の24.3%等々の教授が大学を追われている（Hartshorne, 1937）。当然、戦前昭和における日本でも、沢柳事件や天皇機関説事件など、言論の自由の制限、更迭、発禁処分等、見逃せない侵害の事例もあった。しかし、ナチス政権下との比較のみならず、他国の軍事政権下における大学の自治侵害との比較においても、日本の帝国大学の自治侵害の事例は少なく、規模も小さかった。このことから、帝国大学は、日本の国政の中枢を担う最重要官僚機構の一部として、その政治的地位と、ある程度の自治を保証されてきたのである。^{#3}

このように特殊な地位と自治を保っていた帝国大学も、第二次世界大戦後のアメリカ占領下の教育改革のもとで、新制大学制度の中に組み込まれていく。日本では、ソ連占領区を除く西側三占領区のドイツと大きく異なり、高等教育組織の大編成を含めた、大規模な教育改革が断行された。この動きの中で取りおかれた数少ない改革案の中に、国立大学の地方委譲と理事会制度導入がある。地方委譲に関しては、1947年12月の教育刷新委員会第10特別委員会は、その中間報告で

以下3点を理由にあげて、「不可能」であるとした。

1. 地教委は大学の任務遂行の理念について十分な理解を持つ水準に達しているとは考えられず且つ地方政治的利益本位的事情に動かされやすく大学の自由とその自治を保障することが困難であり中央で所管する委譲の危惧の念が生ずる。
2. 日本の大学、高等専門学校（ママ）は官立、公立、私立を問わず将来常に全校的な視野にたち全国的な需要に基づいて配置されて来た。今官立学校を一挙に地方に委譲する場合には日本の国土計画乃至優秀な社会人職業人の養成計画等全面的な見通しが不可能となり地方によって非常な偏頗を生ずる恐れがある。
3. 都道府県及び市の財政面から見て地方費によって大学を維持することは極めて困難である。
(大学基準協会十年史編集委員会編、1957、136)

上記に明確に述べられているように、地方委譲を拒否した理由のひとつは、「地方政治的利益本位的事情」から「大学の自由と自治」を守るためである。また、財政面からも、国立大学を国家の統制下におくことによってこそ、維持し続けることができるとされている。つまり、ここでは、国家は、大学の自治を侵害するものではなく、守る側として理解されている。

次に理事会制度であるが、この制度導入に関しても、教育刷新委員会では、従来の大学運営の形での自治保持が強く訴えられた。日本の大学運営には「レイマン・コントロール」の余地はなく、伝統に則った教授会の決定に基づく大学自治が戦後の日本の大学運営の基本原則として確認された（占領文書1）。こうして、明治以降続いていた評議会、教授会による自治、外部の人間ではなく大学人による自治のしくみは、戦後も維持されることとなったのである。

この占領期以降半世紀にわたって、戦後の日本では幾度か大規模な大学改革が試みられたが、政策は実現には至っていない。

4. 「学問の自由」「大学の自治」を侵害するもの

以上、ドイツと日本における「学問の自由」と「大学の自治」の歴史を概観してきたが、これによって明確になったのは、以下の点である。第一に、学問の自由は、大学の誕生当初から保証されてきたものではなく、むしろ自由が侵害されがちであるからこそその主張であること。次に、何からの学問の自由であり、何に対する自治なのかが、決して時代を超えて一定しているのではないということである。

中世ヨーロッパの大学においては、そもそも大学の成立そのものが、ローマ・カトリックの宗教を学ぶためであり、宗教からの自由、ローマ・カトリック教会からの自治を求めること自体が、無意味であった。大学で学ぶべきものがローマ・カトリックの宗教ではなくなって始めて、ローマからの自由が求められるようになったのである。ローマ・カトリックに取って代わるもの、そ

れは、まずプロテスタントの宗教であり、やがては、パトロンたる世俗領主が求める、宗教から解放された世俗の学問であった。こうして、「学問の自由」とそれを守るための「大学の自治」は、ローマに対して掲げられ、宗教に対して掲げられたのである。

近代国家になってからは、宗教からの自由は得たが、財政と運営に関しては国家の統制のもとにあり、フンボルト型大学は、財政と運営を越えて研究内容にまで国家の干渉が及ぶことから大学を保護する必要があった。よって、この時期の「学問の自由」と「大学の自治」は、大学を保護していた国家に対して向けられた要求であった。しかし、それにもかかわらず、国家の発展と大学の発展がともにあったこの時期は、国家による保護と統制のバランスが取れ、大学がもっとも自由と自治を発達させた時期でもあったのである。

20世紀のドイツをみると、ナチスドイツの思想であれ、東側の共産主義であれ、自ら以外の主張を認めないという点では、中世の宗教と酷似している。大学での研究内容にまで権力の干渉が及んでくる点では違いはない。このような、保護よりも統制の面が強い国家のもとにある場合、大学は、その国家に対して、大学の自治と学問の自由を強く主張することになる。日本の場合、明治期の帝国大学の役割は、国家機関の一部をなす組織としての役割であった。政府と大学人が共に大学運営に携わり、国家が大学のよき保護者であった点は、学問の自由が守られたワイマール期のドイツと共通するが、帝国大学はさらに、国家政策作りの一翼を担っていたのである。よって、国家は外から大学に統制を与える外部の権力とはいえなかった。このような状況の時に、最もよく大学の自治と学問の自由が保護されたというのもまた、ワイマール期のドイツと共通し、興味深いことである。

では、帝国大学が国家の一機関ではなくなった戦後においてはどうか。少なくとも、戦後間もなくのアメリカによる教育改革の時代には、大学側は、この新たな外部権力が提案してくる改革案に対して、国家と共に抵抗をしている。大学の自治と学問の自由を守るために、地方委譲を拒否し、理事会制度導入を受け入れなかったのである。また、アクレディテーションシステムは、形式上は成立したが、実際にはほとんど機能することなく、国家の大学設置基準がそれに変わる役割を果たすことになった。

以上、ドイツと日本がたどってきた「大学の自治」と「学問の自由」の歴史からいえることは、大学がそこで研究され学ばれるべき学問だと認識しているものと、外部の権力が大学で研究され学ばれるべきものだと認識しているものが、一致しない時に、大学はことさら強く大学の自治と学問の自由を主張してきたということである。外部の権力は、近代に入ってから国家であるが、今後も常に国家である必要はない。また、大学で研究され学ばれるべき学問をめぐる認識の違いは、外部の権力の変化による場合も、大学自体の変化である場合もあり得るであろう。

現在進んでいる日本の大学改革の中では、何が「大学の自治」、「学問の自由」を脅しているのだろうか。90年代後半の大学審議会組織運営部会の議論の中で述べられているのは、特に経済的な「自治」能力を強めるための自治のあり方の変革である。審議会で発言した佐藤幸治教授の

説明によると、これは「学部中心の消極的な自治から、大学全体の観点からの積極的な自治へ」の転換を求めるものである。この「学部中心の消極的な自治」とは、学部教授会の意向を学部長が評議会で代表する従来の形であり、「積極的な自治」とは、学長を中心として評議会メンバーが学部の利害を離れて行う自治であるとされる（大学審議会組織運営部会議事録、1998 b）。

つまり、変革を求められているのは、大学の自治の中でも、「学部の自治」の部分であり、同じ大学組織の構成員の中で自治を行う主体を変えることによって、「大学の生産する研究や教育に対して、社会がその価値を評価して対価を支払う『市場モデル』」による「資源の再配置」を可能にしようというものである（大学審議会組織運営部会議事録、1998 a）。よって、学長と評議会構成員自身が学部の自治を主張している大学では、大学は、変革を求める国家政策からの「自治」を唱えることになるが、学長あるいは評議会構成員が、すでに国家政策にのっとって、従来の学部の自治を変革しようとしている場合、どの機関の自治を似って「大学の自治」と呼ぶのかをめぐる対立が、大学内で起きることになる。

また、「学問の自由」に関していえば、「資源の再配置」を通して、社会にサービスする度合いの大きい、実践的な分野がより重視され、社会への貢献が見えにくい分野の自由が、財政的に制限されることになる。言論の弾圧などによって直接的に自由が侵害されるのではなく、研究を続けるための資金を得るために、研究の変更を余儀なくされることによる、間接的な管理が起り得る。これも、大学間競争による「資源の再配置」であれば「学問の自由」を侵害しているのは国家であるが、資源の調達、あるいは大学内の資源再配置を大学が任された場合には、大学自身の中で「学問の自由」をめぐる対立が起きるのである。

従来、外部の権力に対して「学問の自由」と「大学の自治」を主張してきた大学にとって、これは新しい状況である。グローバル化によって、大学が自らを治めることを通して学問の自由を制限する時代、外部の権力ではなく市場の力によって学問の自由が侵害される時代が来るのであろうか。あるいは今後、国家が市場競争力のない学術分野を保護することになるのであろうか。「大学の自治」は、市場原理を導入しようとする国家によって、国民国家が大学とともに発展した時代とは異なる「自治」の定義に基づくものへと、変化を迫られている。

註

- 1 比較参照：vom Bruch, 1997, Nipperdey, 1985, Ringer 1990&Spranger 1922.
- 2 比較参照：家永、1962.
- 3 ペロン政権下のアルゼンチンでは、1946年大統領選挙を契機に1,250人の学者が大学を追われ、1973年クーデター後のチリでは即座にほぼ全ての大学が閉鎖され、その後10,000人の学生及び18,000人の大学教授が拘束・拷問・行方不明若しくは殺害された。（Edholm, 1982&Rein 1998）

参考文献

1. 家永三郎 1962「大学の自治」塙書房.
2. 海後宗臣・寺崎昌男（編）1980「戦後日本の教育改革 9 大学教育」東京大学出版会.
3. 荻谷剛彦 1998「変るニッポンの大学：改革か迷走か」玉川大学出版部.
4. 新堀通也 1977 アクレディテーションとアメリカの高等教育「大学設置基準の研究」天城勲・富永啓示（編）東京大学出版会.
5. 大学基準協会十年史編集委員会（編）1957「大学基準協会十年史」大学基準協会.
6. 大学審議会 1998「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—（答申）」.
7. 大学審議会 1998a 大学審議会組織運営部会第61回議事要旨.
8. 大学審議会 1998b 大学審議会組織運営部会第65回議事要旨.
9. 大学資料 131号.
10. 寺崎昌男 1972 帝国大学形成期の大学観「学校観の史的研究」寺崎（編）大空社.
11. 寺崎昌男 1998「大学の自己変革とオートノミー」東信堂.
12. 寺崎昌男 1999「大学教育の創造：歴史、システム、カリキュラム」東信堂.
13. 寺崎昌男 2000「日本における大学自治制度の成立」評論社.
14. Ash, M. G. 1997. Introduction. In *German Universities Past and Future: Crisis or Renewal?*, ed. M. G. Ash. Berghahn Books.
15. Bleuel, H. P. 1968. *Deutschlands Bekenner: Professoren zwischen Kaiserreich und Diktatur*. Scherz.
16. vom Bruch, R. 1997. A Slow Farewell to Humboldt?: Stages in the history of German Universities, 1810-1945. In Ash 前掲書.
17. Edholm, F. 1982. *Education and Repression: Chile*. WUS.
18. Hartshorne, E. Y. 1937. *The German Universities and National Socialism*. Allen & Unwin.
19. "Hochschulrahmengesetz" vom 26. Januar 1976. *Bürgerliches Gesetzbuch 1; Das Vierte Gesetz zur Änderung des Hochschulrahmengesetzes vom 20. August 1998*. BGB 1.
20. Hoeber, K. 1912. *Das deutsche Universitäts- und Hochschulwesen*.
21. von Humboldt, W 1954. *Über die Grenzen der Wirksamkeit des Staates*. Verlag Hans Carl.
22. von Humboldt, W. 1964. *Über die innere und äussere Organisation der Höheren wissenschaftlichen Anstalt in Berlin, 1810*. In *Schriften zur Anthropologie und*

- Bildungslehre, Hrg. A. Flitner.
23. Ishii, Y. 2000. Reforming University Education in Japan: a half-century struggle to bridge the gap between policy and reality. (A paper presented in the 19th Congress of Comparative Education Societies in Europe, 3-7 September)
 24. Jarausch, K. H. 1997. The Humboldt Syndrome: West German universities, 1945-1989 - An academic Sonderweg? In Ash 前掲書.
 25. Keenleyside and Thomas. 1937. History of Japanese Education and Present Education System.
 26. Kloss, G. 1968. University Reform in West Germany: The Burden of Tradition. *Minerva* VI (3, Spring): 323-353.
 27. Kluge, Alexander. 1958. Die Universitäts-Selbstverwaltung: Ihre Geschichte und gegenwertige Rechtsform. Klostermann.
 28. Martin, B. 1995. Japan and Germany in the Modern World. Berghahn Books.
 29. Marshall, B. K. 1977a. Professors and Politics: The Meiji academic elite. *Journal of Japanese Studies* 3: 71-97.
 30. Marshall, B. K. 1977b. The Tradition of Conflict in the Governance of Japan's Imperial Universities. *History of Education Quarterly* 17 (4):384-406.
 31. Marshall, B. K. 1992. Academic Freedom and the Japanese Imperial University, 1868-1939. University of California Press.
 32. Nipperdey, T. 1985. Preussen und die Universität. In *Preussen: Seine Wirkung auf die deutsche Geschichte*, Hrg. K. D. Erdmann. Klett-Cotta.
 33. Paulsen, F. 1896. *Geschichte des Gelehrten Unterrichts: Auf den deutschen Schulen und Universitäten. Vom Ausgang des Mittelalters bis zur Gegenwart. Mit besonderer Rücksicht auf den klassischen Unterricht.* Verlag von Veit & Comp.
 34. Paulsen, F. 1908. *German Education: Past and present.* Allen and Unwin.
 35. Rein, M. E. 1998. *Politics and Education in Argentina 1946-1962.* M. E. Sharpe.
 36. Ringer, F. K. 1990 [1969]. *The Decline of the German Mandarins: The German academic community 1890-1933.* University Press of New England.
 37. Schelsky, H. 1963. *Einsamkeit und Freiheit: Idee und Gestalt der deutschen Universität und ihrer Reformen.* Verlag Schendorff.
 38. Spranger, E. 1922. *Der gegenwertige Stand der Geisteswissenschaften und die Schule.* G. B. Teubner.
 39. Tent, James F. 1988. *The Free University of Berlin: A Political History.* Indiana University Press.

40. Thieme, W. 1986. Deutsches Hochschulrecht: Das Recht der wissenschaftlichen, kunstrischen, Gesamt- und Fachhochschulen in der Bundesrepublik Deutschland. Carl Heymanns Verlag KG.
41. Turner, R. S. 1987. Universitäten. In Handbuch der deutschen Bildungsgeschichte 1800-1970: Von der Neuordnung Deutschland bis zur Grundung des Deutschen Reiches, Hrg. Jeismann, K-E. und Lundgreen, P. C. H. Beck.
42. Wehler, H-U. 1987. Deutsche Gesellschaftsgeschichte: Von der "Deutschen Doppelrevolution" bis zum Beginn des Ersten Weltkrieges 1849-1914. Vol. 3. Verlag C. H. Beck.

占領文書

1. "Aim and Function of the Japanese University", Address of Nambara Shigeru at the General Meeting of the Professional Association in May 1947.
2. "Beschlüsse der Konferenz Universität und Schule in Tübingen am 30. September/1. Oktober 1951".
3. "Die Freie Universität Berlin ist gegründet!", "Die Entstehung der Freien Universität Berlin", "Das Berliner Modell". In FU Berlin Nachrichten, 4. Dezember 1998.
4. "Gegen Staatseinfluss", Frankfurter Rundschau, 27 March 1947.
5. "Memorandum from Tom Goldstein to Henry J. Kellermann", 10 December 1947.
6. "Niederschriften und Beschlüsse von der Sitzung der Arbeitsgemeinschaft für Hochschulfragen", 24 April 1947.
7. "Report of the Rector Conference of 21-22 April 1947 in Heidelberg".
8. "Report of the United States Education Mission to Germany", 20 September 1946.
9. "Report on the Re-education of Germany", the Institute on Re-education of the Axis Countries, 5 June 1945.
10. "Richtlinien für die Reform der Hochschulverfassungen in den Ländern des amerikanischen Besatzungsgebietes", 10. Oktober 1947.